

旭川市営繕工事情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市が発注する営繕工事（以下「工事」という。）において、工事施工中における発注者と請負人の業務の効率化を図ることを目的に、情報共有システムの活用を試行するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

情報共有システム（以下「システム」という。）とは、情報通信技術を活用し、発注者と請負人の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するものをいう。

(2) 工事帳票

工事帳票とは、工事施工中に必要となる書類全般をいう。具体的には、建築工事関係書類作成の手引きで規定する書類及びその添付資料とし、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」等の行為に必要なもののことをいう。

(3) 決裁

決裁とは、決定書案の内容について決定権限を有する者の最終的な意思決定行為をいい、「指示」、「承諾」等の行為は、工事監督員の決裁を持って行われる。

(対象工事・業務)

第3条 対象とする工事は、発注者が指定し、工事を公告する際には、設計図書に対象工事であることを明示する。

(システムの選定)

第4条 システムは、次の各号に掲げる条件の全てを満たすものの中から、発注者と請負人との協議により決定する。なお、請負人は決定後速やかにシステムの利用契約を行う。

(1) システムの提供方式はASP方式のもの

(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの

(3) システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

(工事帳票の処理対象)

第5条 工事帳票は、原則情報共有システムで処理する。

(工事帳票の決裁)

第6条

- (1) 第5条で決定された工事帳票の決裁は、システム上で行うことを原則とする。また、決裁に用いる協議簿等はシステム上の様式を用いる。
- (2) システムでの提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行なったこととする。

(検査)

第7条 システムで作成された工事帳票は電子データを利用した検査(電子検査)を原則とする。

(工事帳票等の納品)

第8条 システムで作成された工事帳票一式は、電子媒体(CD-R等)での納品を求めるものとする。納品の内容については営繕工事電子納品要領及び官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】に則したものとする。

(システム利用に係る経費)

第9条 システムの利用に係る経費は、着工日からしゅん功日までの期間を共通仮設費に積み上げ計上する。

(システム利用期間)

第10条 システムの利用期間は、工事に係る検査及び納品に要する期間を考慮したものとする。

(工事帳票一式及び利用者情報の消去)

第11条 システムで作成された工事帳票一式及び利用者情報については、納品後速やかに消去を求めるものとする。

(その他)

第12条 本要領に定めがない事項に関しては、発注者と請負人の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に起工する工事に適用する。